法第五十八条第一項に規定する政令で定める鉱物は、鉱業法第三条第一項に規定する鉱物及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第五項に規定する金属鉱物のうち安定的な供給を確保することが特に必要なものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

第三十四条に次の一項を加える。

19　経済産業大臣は、第一項の規定により鉱物を指定したときは、これを告示する。

第三十五条第二項中「規定」とする」を「規定」と、「第六十二条の五第五項の」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに同法第五十九条第一項及び第二項の」とする」に改める。

第三十五条の二第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、「この項及び次項」を「第三項まで」に、「同条第一項」を「同号」に、「第三項まで」を「この項及び次項」に改め、同条第二項中「をいう」を「をいい、当該日本船舶が同項第一号に規定する特定準日本船舶（次項において「特定準日本船舶」という。）である場合には、同条第一項に規定する日本船舶（次項において「日本船舶」という。）の確保に関連して実施される措置としての同号に規定する準日本船舶の確保を実施する期間として財務省令で定める期間の日数とする」に改め、同条第三項中「当該日本船舶」を「船舶運航事業者等の当該事業年度において対外船舶運航事業等の用に供した次の表の上欄に掲げる船舶ごとに、当該船舶」に、「次の表の上欄」を「同表の中欄」に改め、同項の表を次のように改める。

船舶	純トン数	金額
日本船舶	一千トン以下の純トン数	百二十円
	一千トンを超え一万トン以下の純トン数	九十円
	一万トンを超え二万五千トン以下の純トン数	六十円
	二万五千トンを超える純トン数	三十円
特定準日本船舶	一千トン以下の純トン数	百八十円
	一千トンを超え一万トン以下の純トン数	百三十五円
	一万トンを超え二万五千トン以下の純トン数	九十円
	二万五千トンを超える純トン数	四十五円

第三十六条第四項、第三十六条の二第四項及び第三十七条第二項中「第百十二条第十一項」を「第百十二条第十四項」に改める。

第三十七条の二第二項中「規定」とする」を「規定」と、「第六十二条の五第五項の」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに同法第六十一条の二第一項の」とする」に改める。

第三十七条の三第三項中「規定」とする」を「規定」と、「第六十二条の五第五項の」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに同法第六十一条の三第一項の」とする」に改める。

第三十八条の四第三項中「町村又は」の下に「機構（」を加え、「緑地管理機構（」を「緑地管理機構又は特定緑地管理機構（都市の低炭素化の促進に関する法律第四十六条第一項の規定により指定された特定緑地管理機構で都市緑地法第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うものをいう。第二号において同じ。）のうち、」に、「に限る。以下」を「をいう。以下」に、「機構」という」を「同じ」に改め、同項第二号中「に存する同法」を「当該機構が特定緑地管理機構である場合には、都市の低炭素化の促進に関する法律第四十六条第一項の指定をした市町村の長の属する市町村の区域内）に存する都市緑地法」に改める。

第三十九条の五第六項中「第二十八項第四号及び第二十九項」を「第二十六項第四号及び第二十七項」に改め、同条第二十六項及び第二十七項を削り、同条第二十八項を同条第二十六項とし、同条第二十九項から第三十四項までを二項ずつ繰り上げる。

第三十九条の九の二を削る。

第三十九条の十一第一項中「期間（」の下に「当該期間内に法第九十三条第一項の規定により法人税法第七十五条の二第六項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第七項に規定する利子税の割合を法第九十三条第一項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。」を加える。

第三十九条の十二第六項中「及び第八項第二号」を「並びに第八項第二号及び第四号」に改め、同条第八項第一号ハ(1)中「、次号又は第三号」を「又は次号から第五号まで」に改め、同項第二号中「額（以下この号」の下に「及び第四号」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　国外関連取引に係る棚卸資産の再販売価格から、当該国外関連取引に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費の額にイに掲げる金額とロに掲げる金額との合計額のロに掲げる金額に対する割合（再販売者が当該棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（以下この号において「比較対象取引」という。）と当該国外関連取引に係る棚卸資産の買手が当該棚卸資産を非関連者に対して販売した取引とが売手の果たす機能その他において差異がある場合には、その差異により生ずる割合の差につき必要な調整を加えた後の割合）を乗じて計算した金額を控除した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法

イ　当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売による営業利益の額の合計額

ロ　当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費の額

五　国外関連取引に係る棚卸資産の売手の購入その他の行為による取得の原価の額に、当該国外関連取引に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費の額にイに掲げる金額とロに掲げる金額との合計額のロに掲げる金額に対する割合（当該棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入（非関連者からの購入に限る。）その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（以下この号において「比較対象取引」という。）と当該国外関連取引とが売手の果たす機能その他において差異がある場合には、その差異により生ずる割合の差につき必要な調整を加えた後の割合）を乗じて計算した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法

イ　当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売による営業利益の額の合計額

ロ　当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費の額

第三十九条の十二第十二項中「第四号」を「第六号」に、「第五号」を「第七号」に改め、同項第二号中「額（以下この号」の下に「及び第四号」を加え、同項第五号中「前三号」を「第二号から前号まで」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「前二号」を「第二号から前号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　国外関連取引に係る棚卸資産の再販売価格から、当該国外関連取引に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費の額にイに掲げる金額とロに掲げる金額との合計額のロに掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法

イ　当該国外関連取引に係る事業と同種又は類似の事業を営む法人で事業規模その他の事業の内容が類似するもの（以下この号において「比較対象事業」という。）の当該国外関連取引が行われた日を含む事業年度又はこれに準ずる期間（以下この号において「比較対象事業年度」という。）の当該比較対象事業に係る棚卸資産の販売による営業利益の額の合計額

ロ　当該比較対象事業年度の当該比較対象事業に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費の額

五　国外関連取引に係る棚卸資産の売手の購入その他の行為による取得の原価の額に、当該国外関連取引に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費の額にイに掲げる金額とロに掲げる金額との合計額のロに掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額を加算した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法